

天神崎の自然案内に伴う協力金に関する規程

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会

(目的)

第1条 この規程は、本会が天神崎において学校及び各種団体（以下、「団体等」という。）に自然案内（自然観察）を行った場合、協力金を受けることを目的としたものである。

(講師派遣)

第2条 本会は、団体等から天神崎の自然案内（自然観察）の要請を受けた場合は、それに対応する講師を派遣し、保全地を中心とした自然解説や各種の生物について説明を行う。

(協力費)

第3条 本会が第2条の講師を派遣した場合、本会の運営に資するため団体等から協力金を受けるものとする。

第4条 本会が団体等から受ける協力金は、2時間程度の自然案内で次の金額を基準とする。

- (1) 団体等の参加者が50名までの場合は5,000円以上
- (2) 団体等の参加者が50名を超える場合は10,000円以上
- (3) ただし、会員・寄附者・研究者・行政機関・報道関係の取材・関係団体・少数の場合や、団体等の希望により寄附金を受ける場合はこの限りではない。

(事前準備)

第5条 自然案内の講師を派遣する場合、団体等との間で次の事項に関する打ち合わせを行う。

- (1) 希望の日時（日程）、学習時間帯、学習内容（目的）、参加者数（年齢・学年）、合流時刻・場所、駐車場の要・不要。服装、準備品、当日の進行内容等を把握し、磯観察の場合は潮時（干潮時刻）を知らせる。
- (2) 本会は、当日の講師とその人数を検討し、必要に応じて団体等と事前の現地打ち合わせを行う。
- (3) 自然案内の当日が雨天等の場合の対応についても、団体等と事前に協議する。

第6条 本会は、団体等の希望によりリーフレット及びパンフレット（有料）等の資料を提供する。

(補則)

第7条 この規程に定める者のほか、この規程の実施に必要な事項は理事会で審議するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成23年5月7日から施行する。(平成23年5月7日理事会議決)